

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔 令和 2 年 4 月 1 日 〕
〔 国家安全保障会議決定 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、政府一体となって別紙のとおり対応する。

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 49 か国・地域の全域を指定（注1）。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする（注2）。

アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポーランド、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

（注1）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 73 か国・地域となる。

（注2）4 月 2 日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。4 月 3 日以降に出国する者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

2. 検疫の強化（厚生労働省）

- （1）14 日以内に上記 1. の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR 検査の実施対象とする。なお、本措置の以前に入国拒否対象として指定された地域に 14 日以内に滞在歴のある入国者についても、これまでの運用と同様に、PCR 検査の実施対象とする。
- （2）全ての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

3. 到着旅客数の抑制（国土交通省・外務省）

検疫の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数を抑制することを要請。ただし、帰国を希望する在外邦人や海外渡航者の円滑な帰国のため、情報提供や注意喚起を含め、適切に配慮。

4. 査証の制限等（注3）（外務省）

- （1）上記 1. の国・地域を除く全ての国に所在する日本国大使館又は総領事館で 4 月 2 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。
- （2）上記 1. の国・地域を除く全ての国・地域に対する査証免除措置を順次停止。
- （3）上記 1. の国・地域との間のものを除く全ての APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

（注3）第 20 回及び第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 18 日及び 26 日開催）において決定した査証の制限等の措置が適用されている国・地域については、その措置を 4 月末日までの間、引き続き実施する。

上記１．及び上記２．（１）の措置は、４月３日午前０時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

上記２．（２）の措置は、４月３日午前０時以降に本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、４月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記３．及び４．の措置は、４月３日午前０時から４月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上